

京都おもいやり駐車場利用証制度の交付対象者・申請に必要な書類・有効期間一覧

区分		等級等	申請に必要な書類	有効期限	
① 身体障害者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害又は平衡機能の障害	聴覚障害			2, 3級
		平衡機能障害			3, 5級
	肢体不自由	上肢			1～2級
		下肢			1～6級
		体幹			1～3, 5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能			1～2級
		移動機能			1～6級
	心臓機能障害	1, 3, 4級			
	じん臓機能障害	1, 3, 4級			
	呼吸機能障害	1, 3, 4級			
	ぼうこう又は直腸の機能障害	1, 3, 4級			
	小腸機能障害	1, 3, 4級			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級			
肝臓機能障害	1～4級				
② 知的障害者	療育手帳の障害の程度が「A」の方	療育手帳			
③ 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳			
④ 難病患者	特定疾患医療受給者票をお持ちの方	特定疾患医療受給者票			
	小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方	小児慢性特定疾患医療受診			
⑤ 高齢者	要介護状態区分が「要介護1」～「要介護5」の方	介護保険被保険者証			
⑥ 妊産婦	母子健康手帳取得時～産後12ヶ月までの方 (産後は乳児同乗の場合のみ)	母子健康手帳	母子健康手帳取得時～産後12ヶ月		
⑦ けが人	けが等により一時的に移動に配慮が必要な方	医師の診断書・意見書等 身分証明書	車いす・杖などの使用期間(1年の範囲内)		
⑧ その他 歩行困難者	上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる方	医師の診断書・意見書等 身分証明書	5年の範囲内		